

△市民局関係

午前10時00分開会

◆（加納委員） それでは、よろしくお伺いいたします。

まず初めに、健康危機管理における区長の役割についてお伺いをいたします。

健康危機管理においては、平成21年度に発生した新型インフルエンザ危機管理室の結核集団発生、福島原発事故による放射能汚染などの経験を生かし、災害と同様、平常時から危機管理意識を持った体制づくりが区役所においても、区民の安全、安心を守る大変重要な課題であると考えます。

そこでまず、健康危機管理について平成25年度個性ある区づくり推進費、自主企画事業としてどのような事業を行うのか、緑区長にまずお伺いいたします。

◎（津田緑区長兼緑区選挙管理委員会統括参与） 緑区では、高齢者施設や保育園など感染症に抵抗力が弱い方々が集まる施設を対象に、講習会開催や啓発チラシを作成し配布してまいります。また、感染症の中でも食事を介した食中毒予防啓発のため、区民まつりや区内大規模スーパーなどで食中毒予防キャンペーンを実施し、意識を高めてまいります。そのほか、感染症予防で最も大切な手洗い方法の動画作成や公用車車体に張れるマグネットシートを作成し、これまで以上に区民の皆様に関心を持っていただく工夫をしてまいりたいと考えております。

◆（加納委員） 同様に港南区長にも伺います。

◎（大貫港南区長兼港南区選挙管理委員会統括参与） 港南区におきましても、保育園等を対象にした簡易キットを使った検査、それからイベント等で食品を提供する方への啓発のリーフレット、肉の生食による食中毒予防のための焼き肉店等への立入検査、広報での啓発等を予定してございます。

◆（加納委員） 実は昨年末に緑区内において、ノロウイルスによる感染性胃腸炎による集団発生の事案がありました。この案件は、健康危機管理に関する今後の取り組みに向けて多くの教訓が含まれていると思います。集団感染等が発生した場合、第一義的には保健所支所として区の福祉保健センターの対応となりますが、区民の生命と安全にかかわる危機管理としての案件でもあり、区長もかわりを持つべきものと私は考えております。区における総合行政の推進に関する規則には、局所管の事務所等が分掌する事務事業について、区長は、その長に必要な指示を行うことができるとされております。また区長は、分掌する市の事務事業に関し計画を策定し、これを実施する場合には、関係区長と協議しなければならないとされています。

そこで、今回の案件について、当該区の区長として、いつ報告を受け、どのように行動したのか、また、課題は何か、緑区長にお伺いいたします。

◎（津田緑区長兼緑区選挙管理委員会統括参与） 12月28日の午前中、市役所で開催されました局区長会議から戻ってきて、すぐに報告を受けました。その折、局一保健所とよく連携して、適切な対応をするように申しました。今回は立ち入り指導後、新規発症者が激減し、きちんと対応できたと思っております。このことから、初動から迅速、適正な対応を行うためには、区役所内、これは福祉保健課あるいは生活衛生課及び区局の連携が非常に重要であるということを再認識しました。今後起き得る新型インフルエンザなど、重大な健康危

機管理事案に対応する際の参考にしたいと考えております。

◆（加納委員） 27日の何時に確認したのか、教えてください。

◎（津田緑区長兼緑区選挙管理委員会統括参与） 私が聞いたのは、28日10時過ぎだったというふうに記憶しております。

◆（加納委員） 実は緑区に報告が行ったのは、27日のお昼には報告が行っているのです。だから、丸1日、区長のところに報告がおくれているということです。

一方、この事案の対応で当該常任委員会において、危機管理上の問題から、各委員より厳しい意見が出されたと聞いております。

そこで、当該常任委員会において、危機管理上の問題でどのような指摘を受けたのか、また、その指摘についての見解を大場副市長にお伺いをいたします。さらに林市長は、この事案についてどのような見解を述べているのかも、あわせてお伺いいたします。

◎（大場副市長） 1月18日の健康福祉・病院経営委員会では、12月27日に懇親会が開催をされたということについて、委員の方々から、重要な案件があったにもかかわらず、保健所の幹部が懇親会に出席をしていたことは問題であるということ、また、飲酒をしているのに的確な判断ができるのかといった趣旨の御指摘をいただいたと聞いております。今回、病院での感染性胃腸炎の集団発生に対する対応はしっかりやったと聞いております。ただ、懇親会に参加をしたことで市民の皆様にご不安を感じさせてしまったということについては、大変申しわけなく思っております。市長も定例会見の場等で同様の趣旨の発言をさせていただいております。

◆（加納委員） 実は読売新聞の報道にもあったように、感染症の危機管理で著名な東北大学感染症防御学教授の賀来満夫先生の指摘は非常に重要でした。つまり、今回のノロウイルス集団感染事例は、国全体の危機管理のあり方を考える上で検証すべきものであり、個別の事案を共有する必要はないとする横浜市保健所の考え方はあり得ないと否定されております。また、厚生労働省医政局から、ノロウイルスを初めとする感染症予防啓発や年末年始の対応等の事務連絡が実は横浜市保健所に12月26日に届いている。大変重要な事務連絡です。にもかかわらず、この保健所は、その大切な事務連絡を仕事納めの28日の夜8時以降に各福祉保健センターに送っているという事実です。つまり年末年始に対応しなくてはいけないところが、28日の午後8時以降に各区の福祉保健センターに送られているという事実と、年末年始の対応にもかかわらず、各区は1月4日の新年早々にそれを見るしかないという事実。このようなことからすると、健康危機管理という観点から見て本当に大丈夫だったのか、どうだったのかと思います。

私も実は厚生労働省に行っていました。この事務連絡を発信した厚生労働省医政局指導課はあきれ返っていました。何で年末に出したのか、何で28日以降の誰もいないときに送っているのかという形であきれ返ってございましたけれども、危機管理の観点から今回の事例を18区で共有し、検証する必要があったと思われる。ところが、1月、2月の区長会議では、この件について議題に上がっていなかったと聞きました。区長会議など機会を有効に利用し、区間での共有を行うべきと考えますが、そこで、区長会議の議長である緑区長の見解をお伺いいたします。

◎（津田緑区長兼緑区選挙管理委員会統括参与） 危機管理に関する案件を初めとしまして、事件、事故につきましては、再発防止の観点からも、庁内で幅広く情報共有を図ることは重要なことだと考えます。共有の方法につきましては、全てを区長会議に上げることはできませんので、事案に応じて個別に判断していくべきも

のと考えますが、区長会議で報告されない案件であっても、各部長会議などで共有された内容をその各区役所内でしっかりと共有することが重要と考えております。

いずれにしても、これまで以上に区間での情報共有をしっかりと行っていきたいと考えております。

◆（加納委員） では、区長会議の事務局である市民局長の見解を伺います。

◎（岡田市民局長） 事件や事故、危機管理に関する案件につきましては、事例や経験の積み重ねが何よりも大切です。今後も重要な案件については、区長会議においても共有していきたいと考えています。

◆（加納委員） 市民局は区長会議の事務局として、また、区の行政を支援する立場として、区役所におけるさまざまな業務を局と区、縦割りにになりがちな情報共有、連携について横串を貫くという視点を持った対応がこれまで以上に大事だと思います。

そこで、今後、区の機能強化を進めるに当たって、現在の区局の役割や権限などについて、区における総合行政の推進に関する規則の見直しも含め、いま一度整理すべきと考えますが、大場副市長の見解を伺います。

◎（大場副市長） 区の機能強化に伴って、危機管理に関することについてはもとよりであります。市内におけるさまざまな課題について、区と局との情報共有、あるいは連携した対応をこれまで以上に効果的に進めていく必要があると考えております。区長については、区域における、まさに市政の代表者という立場になりますので、必要な総合調整を行っていくという視点に立って、必要な検討は進めていきたいと考えております。

◆（加納委員） 保健所は1保健所18支所になったのですよ。だから、その分、市民局が区を所管しているならば、市民局がしっかりとそういう危機管理についても自律して、区という立場でしっかりと進めなければいけないと思います。今おっしゃっていただいた規則は平成15年当時から、多少の変化はあったけれども、もう10年になるのだから、これもしっかりと見直すべきだと私は思っております。

次に「広報よこはま」発行事業について伺います。

改めて、広報よこはま配布の意義と実態について市民局長に伺います。

◎（岡田市民局長） 広報よこはまは市の最も基礎的な広報媒体でありまして、全世帯にお届けしていく必要があると考えています。配布につきましては主に自治会町内会が行っているほか、申し出のあったマンション等にまとめて送っております。また、シルバー人材センターを活用して、補完的なポスティングや個別世帯への郵送も行っています。

◆（加納委員） 町内会等による配布とシルバー人材センターを活用した配布の経緯及びその評価と問題について市民局長に伺います。

◎（岡田市民局長） 経緯ですが、平成17年5月に、それまでシルバー人材センターが配布しておりました市販と自治会町内会が配布しておりました区版を統合いたしまして、一体で発行することといたしました。その際に広報よこはまは主に自治会町内会が配布することとし、その補完として、シルバー人材センターによるポスティングと個別郵送を開始いたしました。

評価ですが、本市の協働施策における最大のパートナーであります自治会町内会が基本的な配布を行い、シルバー人材センターが補完する方法には一定の効果があると考えております。

課題ですが、現在の配布方法では配り切れない区域があります。これを解消していくことが今後の課題であ

ります。

◆（加納委員） それでは、補完的な配布などといった複雑な手法をとらないで、シルバー人材センター等によるポスティングに切りかえればよいのではないかと考える人もおりますけれども、この配布方法を全面的に切りかえることについての市民局長の見解を伺います。

◎（岡田市民局長） シルバー人材センターによりますポスティングも有効な配布方法です。しかし、広報よこはまの配布は、自治会町内会にお願いすることで地域のつながりを深め、地域活動を活性化する効果を期待しているものでございます。全面的な切りかえではなく、自治会町内会による配布とシルバー人材センターなどによる配布を適切に組み合わせて、配布を進めたいと思います。

◆（加納委員） 局長、現在の配布率、それから未配布はどのくらいの世帯まであるのか、この辺のことについて教えてください。

◎（岡田市民局長） 全市の配布率になりますけれども、88.5%となっております。

〔加納委員「未配布の世帯数は」と呼ぶ〕

◎（岡田市民局長） 失礼いたしました。一応住基法の関係になりますけれども、18万5232世帯ということになります。

◆（加納委員） 今の18万5200世帯というのは、例えばきょう区長が来ていますけれども、港南区と南区のところに入らないということですよ、その数は。それぐらい厳しい状況ですよ、横浜市の基幹広報紙が。

そこで、実は泉区はモデル的にやっているのですけれども、泉区では選択制を導入して、高い効果を上げているのです。その中身についてもお聞きしたいし、その手法についてぜひ本市でも進めてもらいたいのですけれども、泉区での取り組みを全市で導入することについて市民局長の見解を伺います。

◎（岡田市民局長） 泉区では、平成22年度から自治会町内会で全世帯配布するほか、シルバー人材センターによるポスティングとするか、どちらかの選択制を開始いたしまして、平成25年2月現在で約98%の配布率となっております。配布が御負担になっている自治会町内会もあると聞いていの中で、実際に効果を上げた事例でございます。今後は各区とも相談し、それぞれの地域の実情に合った配布方法を工夫していきたいと思っております。

◆（加納委員） 98%というのは、国勢調査から見るとどのぐらいに当たるのですか。

◎（岡田市民局長） 国勢調査の同居世帯率を逆算しますと5.6%ぐらいですので、98%というのは100%以上となります。

◆（加納委員） つまり泉区は先進的にやっけていまして、もう約100%の世帯に入っているということです。一方、今までの状況だと、港南区と南区のところに入らないということからすると、もう一度考えていただきたい。

そこで、同じことを大場副市長にもお伺いいたします。

◎（大場副市長） 広報よこはまについては、市民の皆さんに市政全体の情報をお伝えする一番重要な情報源であります。漏れなく全ての市民、各世帯にお届けをするという上で自治会町内会の皆様の率直な御意見もお聞きをしながら、改めて各区と知恵を絞って、より配布率の向上に向けた取り組みをしていきたいと考えます。

◆（加納委員） 自治会町内会との関係もありますし、今まで大変お世話になってきましたから、今の泉区の選択肢をしっかりと議論していただいて、何とか100%に持っていくための工夫をしていただきたい、このことを要望しておきます。

次に、区庁舎、市民利用施設の受動喫煙対策についてお伺いいたします。

健康は市民の大きな関心事であり、受動喫煙対策の重要なテーマです。我が党も松あきら副代表を中心にこれを推し進めているところですが、また、本市職員の健康管理の観点からも庁内全面禁煙について議論が行われ、健康管理費から横浜市職員を受動喫煙の害から守るための今後の取り組みについて意見具申がされているところではあります。

そこで、受動喫煙対策について、これまでの本市の取り組みと副市長の考え方についてお伺いいたします。

◎（大場副市長） 受動喫煙防止の措置を進めていくことは大変重要なことであります。本市では、健康増進法の施行に伴って、平成17年に副市長名で、本市施設の受動喫煙防止対策の推進という通知を出してございます。この通知では、原則、敷地内または屋内禁煙とするが、当面、施設の状況により、基準分煙を選択できるとしてございます。個々の施設の特性を踏まえた受動喫煙対策を順次進めてきてございます。

◆（加納委員） 区役所でも重要な課題として認識して、さまざま進めていますけれども、そこで、区役所では個性ある区づくり推進費を活用してどのような受動喫煙対策を実施しているのか、また、受動喫煙対策についての御見解を緑区長にお伺いいたします。

◎（津田緑区長兼緑区選挙管理委員会統括参与） 緑区では、健康たうん・みどり推進事業としまして、毎月1日を思いやり健康づくりの日と定め、区役所1階ロビーにおいて行う健康チェックの中で禁煙相談を行っております。また、区民まつりの会場でもブースを置いて禁煙の相談を実施しているところでございます。さらに、乳幼児健診などさまざまな場面で、受動喫煙についてのリーフレットを配布しております。区としまして、受動喫煙の防止対策は重要な課題であると認識しております。

◆（加納委員） 同様の質問を港南区長にお伺いいたします。

◎（大貫港南区長兼港南区選挙管理委員会統括参与） 港南区におきましても、広報よこはま区版への特集記事の掲載、世界禁煙デーに関連したパネル展示のほか、区が独自に作成したひまわり健康手帳の配付などによりまして、受動喫煙防止についての広報を行っております。また、区内小学校での禁煙講座の開催、保健活動推進員や食生活等改善推進員等から成ります港南禁煙・分煙をすすめる会の街頭キャンペーンの支援など、さまざまな機会を捉えて、受動喫煙による健康被害の防止の啓発を進めているところでございます。

また、庁舎ということでございますが、平成22年3月までは外階段での喫煙を認めておりましたが、建物内は望ましくないと考えまして、現在では屋外の公用車駐車場脇での昼休み時間等での利用を認めている状況でございます。

〔加納委員「見解は」と呼ぶ〕

◎（大貫港南区長兼港南区選挙管理委員会統括参与） 庁舎内におきましては、屋内喫煙は望ましくないと考

えましたので、現在では屋外での駐車場脇での利用を認めているという状況にあります。

◆（加納委員） それでは次に、市民に最も身近な行政施設である区庁舎や市民利用施設の取り組みについて確認したいと思いますけれども、区庁舎や市民利用施設の受動喫煙対策の状況について、磯子区のたきがしら会館、戸塚区の踊場地区センターの推進状況も含めて市民局長に伺います。

◎（岡田市民局長） 平成 17 年の副市長依命通達以降、各施設で取り組みを進めております。その結果、平成 23 年 8 月の調査では、市民局が所管する市民利用施設 180 館のうち、敷地内禁煙としている施設が 83 館、屋内禁煙としている施設が 95 館、基準に沿った喫煙室を設置し、基準分煙としている施設が 2 館となっています。基準分煙の 2 館のうち、たきがしら会館については平成 23 年 9 月から屋内禁煙といたしました。踊場地区センターについても、平成 25 年 4 月から敷地内禁煙に移行する予定であります。また、平成 23 年 8 月時点での 18 区役所の状況は、敷地内禁煙が 1 区、屋内禁煙が 14 区、基準分煙としている区が 3 区となっております。

◆（加納委員） もう基準分煙は早急に改善していただきたい。それで、先ほどの広報よこはまは泉区が先進的でした。この受動喫煙は、実は栄区が先進的なのです。区庁舎の中で栄区は唯一、敷地内禁煙を副市長の依命通達、大場副市長でしたね。平成 17 年から全面禁煙にしている。

そこで、栄区庁舎における受動喫煙対策について伺うとともに、全庁的な敷地内禁煙についての考えと今後の具体策について市民局長に伺います。

◎（岡田市民局長） 栄区役所ですけれども、委員の調査のとおり、平成 17 年の副市長依命通達以降、庁内で議論を重ねまして、敷地内禁煙としたものでございます。全庁的に敷地内禁煙とすることについては周辺に与える影響も多く、利用者や職員のみならず、周辺住民にも配慮する必要がありますので、区役所等と十分に連携して対策を検討してまいります。

◆（加納委員） 栄区役所へ行ってきました。何人かと会いました。登庁前に 1 本、昼休憩に 1 本、帰り際の自宅までの間に何本かと。したがって、ヘビースモーカーの方、愛煙家の方も、それからいろいろな状況で吸っている方も、栄区役所に勤務した途端、1 日平均 10 本だそうです。そこで聞いたら、やはり仕事柄、環境がそうになると、そういう状況にならざるを得ないので工夫するし、体もそうなってくるというようなことはおっしゃっていました。

そこで、行政施設における受動喫煙対策については、マスコミからもしばしば問題提起がなされており、最近では 2 月 21 日の東京新聞の夕刊に関連した記事が掲載されております。そこで、区庁舎、市民利用施設等の受動喫煙対策を進める市民局長として、東京新聞を読んでの感想を伺います。

◎（岡田市民局長） 新聞記事では、全国の 47 都道府県と 20 政令市を対象に本庁舎と議会棟の喫煙状況を独自に調査した結果が報道されております。公共施設は多くの方が訪れるため、安心して過ごすことができるよう受動喫煙対策に取り組んでいくことは大変重要なことと考えます。取り組みに当たりましては、施設ごとの特徴を踏まえ、それぞれの利用者の声をよく聞きながら対応していく必要があると考えております。

◆（加納委員） それから、受動喫煙対策については市民全体の健康に影響する課題でもありますけれども、区庁舎や市民利用施設のみならず、全庁的に取り組む必要が私はあると思います。本市では平成 17 年に、たしか大場副市長のお名前だと思いますけれども、副市長名で依命通達を出された経緯があります。

そこで、平成 17 年度に依命通達を発信した副市長として、栄区の敷地内禁煙の取り組みと、栄区にできて、他区にできないということへの見解をまずお伺いしたいと思います。あわせて、東京新聞を読んでの感想も伺いたいと思います。また、それを踏まえて、市庁舎の受動喫煙対策にどのように取り組んでいかれるのか、副市長にお伺いいたします。

◎（大場副市長） 栄区の取り組みについては、私の時代ではないと思いますが、副市長依命通達を受けて、職場で議論を行って、受動喫煙対策に取り組んだ結果であると受けとめます。今後、ほかの区においても、同じように職場での議論を進めていく必要は当然あると思います。敷地内禁煙を行う際には、周辺環境などの違いにも配慮をしていく必要は当然あると思います。

また、東京新聞の記事、議会棟を中心に記載されているものでありますが、受動喫煙対策をより実効あるものとするためには、各施設の特性を踏まえて、利用される方々の御意見をよく伺いながら対応を検討していくことが重要であると確認をさせていただいております。

あと、市庁舎の受動喫煙防止対策については、本市が市民の健康づくりに関して健康横浜 21 を推進しているという立場もあります。また、健康増進法あるいは県の条例等の趣旨も踏まえ、また議会の御意見等も十分伺いながら、市庁舎についても適切な対応を図っていきたいと考えております。

◆（加納委員） 次に、横浜市の男女共同参画における女性の人権についてお伺いいたします。

横浜市では、平成 11 年の雇用機会均等法の改正を機にセクシュアルハラスメント防止に関する指針を策定し、相談窓口を設け、対策に当たっています。相談窓口として、各局区のセクハラ相談員、各局区の人事担当、総務局人事組織課、そして市民局の男女共同参画推進課が位置づけられております。

まず、庁内のセクシュアルハラスメント相談窓口についてどのように職員に周知されているのか、人権・男女共同参画担当部長にお伺いいたします。

◎（池戸人権・男女共同参画担当部長） 今の 4 つの相談窓口につきましては、職員向けの庁内 LAN である YCAN に掲載をして、周知を図っております。

◆（加納委員） 私も YCAN を見させていただきました。そして、市のセクシュアルハラスメント防止ハンドブックも見させていただきました。そこには、やはり男女共同参画推進課は、人事組織課とともに全庁相談、支援窓口として位置づけられております。つまりこちらもセクハラ対策の中心的な役割を担っているわけです。

そこで、過去 3 年間で市民局が相談窓口として対応した相談件数とそれに対する評価、課題と今後の対応について市民局長にお伺いいたします。

◎（岡田市民局長） 市民局男女共同参画推進課が過去 3 年間に相談窓口として対応した相談件数は 1 件です。今後は、専門的な知見を生かした相談ができる相談窓口として、職員の認知度を高めていく必要があると考えております。

◆（加納委員） 3 年間で 1 件をどう見るかということです。職員はセクシュアルハラスメント相談で市民局の果たす役割をどう認識しているのか。人事部門である人事組織課に相談しても、結局内部で公正な処理がされないのではないかと疑念を抱いている職員も多いと聞きます。

皆様も記憶に新しいことと思いますが、昨年 6 月の新聞を見ますと、横浜市の経営責任職、幹部職員が 2 回にわたり女子職員のおしりをさわったことによるセクハラが報道されております。この件で市長から、当該

幹部職員は口頭嚴重注意を受けました。さらに、一昨年(2019年)の12月に同じ幹部職員は別の女性職員からの相談に対して、肉體關係があるわけでもないのに、なぜ私に頼むのかなどの性的発言をしたとのセクハラに関し文書訓戒を受けていたことも報道されています。また、その幹部職員は、ジョークの範囲だったのですよ、冗談として話しましたと複数の記者の取材にコメントもしておりました。さらに、新聞報道によると、この幹部職員の言動について、大場副市長は多分委員長だと思えますけれども、横浜市分限懲戒審査委員会では懲戒処分には当たらないとし、横浜市人事組織課も社会的制裁を必要とする程度ではないと新聞報道に、また、新聞記者にコメントをしておりました。このような事案を見ますと、横浜市役所における女性の人権には大きな課題があるのではないかと考えますが、市民局長の見解をお伺いいたします。

◎(岡田市民局長) セクハラは重大な人権侵害であることはもちろん、職員の就業環境を害し、組織力の低下を招くものと認識しております。男女共同参画と人権を所管する市民局として本市の職員から訴えが寄せられたことは遺憾であり、引き続き、市役所内にセクハラが発生しないよう取り組んでまいります。

◆(加納委員) 男女共同参画推進課は、市民に向けてDVやセクハラ対策を初めとした男女共同施策を推進している部署であり、外部の専門機関とのつながりもあります。内部の人事部門よりも、庁内の職員にとって第三者機関に近い位置に立っているはずですが。

そこで、内部の人事部門よりも、外部の専門機関とのつながりや第三者機関に近い男女共同参画推進課の相談窓口こそ今後重要と考えますが、市民局長にお伺いいたします。

◎(岡田市民局長) 男女共同参画推進課の担うべき役割は大きいと考えますが、第三者的立場の相談機関という意味では、男女共同参画センターや県のかながわ女性センターも相談しやすい窓口だと考えております。庁内の相談窓口とあわせて、職員にしっかり周知を進めてまいります。

◆(加納委員) 広聴相談課を所管し、人権に関する指導的立場の課を所管し、男女共同参画を推進する市民局は、このセクハラ事案に対してどのような対応をしたのかということを確認したら、寒いという実態がございました。過去のハンセン病の歴史においても、また、大津市のいじめの事件も、検証委員会でも指摘されたように、横浜市役所の中で女性に対する人権侵害が行われているのにもかかわらず、人権侵害を是正すべき市民局や我々議員がもし見て見ぬふりの姿勢であったならば、これは大きな問題だと思います。市民局は、男女共同参画を進める事業局として大きな役割を担っているはずですが、しかし、現在の体制では役割を果たしているのかどうか、非常に危惧をしております。

そこで、男女共同参画行動計画が実行力を持って推進できる局の権限や機構を含めた枠組みをつくるべきと考えますが、大場副市長に見解をお伺いいたします。

◎(大場副市長) 男女共同参画については、あらゆる分野での取り組みが必要であります。所管の区局も多岐にわたりますが、推進にはそれぞれの区局が専門性を生かして役割を果たしていくことが重要であります。市民局は、そういう意味では、まさにその総合調整機能を担うところになります。計画の実効的な推進に向けて、市民局が庁内を先導して関係各局との連携強化に取り組んでいくべきと考えてございます。

◆(加納委員) 次に、災害ボランティア支援事業について質問いたします。

災害時における横浜災害ボランティアネットワーク組織の活動内容と横浜市の連携の仕方について、まず市民局長にお伺いいたします。

◎（岡田市民局長） 発災時には、市の災害ボランティアネットワークは市の要請によりまして、区の災害ボランティアネットワークは区の要請によりまして、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げるようになっております。そして、発災後3日間は、ボランティアの受け入れの準備と立ち上げがおこなわれている地域防災拠点の設置運営を支援いたします。発災3日後からは、全国から駆けつけるボランティアの受け入れや被災者ニーズとのマッチングなどを行います。発災時のボランティア活動がスムーズに行えるよう、本市、市社会福祉協議会及び横浜災害ボランティアネットワーク会議の3者は既に協定を結んでおりまして、役割分担を明確にし、連携を図ってまいります。

◆（加納委員） 私は、地域防災拠点において、横浜災害ボランティアネットワークの活動がまだまだ認知されていないような気がするのです。

そこで、平常時から地域防災拠点と横浜災害ボランティアネットワークとの連携をより一層図り、災害ボランティアへの理解を深める必要があると考えますが、その対応策について市民局長に伺います。

◎（岡田市民局長） 今般、防災計画の見直しを進めております。区役所、区社会福祉協議会及び区災害ボランティアネットワーク組織の役割や位置づけを3者で十分話し合っ、区ごとに協定書等を定めることにいたしました。これによりまして、区災害ボランティアネットワーク組織の認知度を高め、地域防災拠点の訓練に参加しやすい環境の整備や地域の皆様との連携を強めていけると考えております。

◆（加納委員） 災害時に行政や地域の受け入れ体制がしっかり決まっていなければ、復興に向けて協働して頑張っていくことができない。

そこで、災害ボランティアが十分機能するための受け入れ対策や協働体制が必要であると考えます。このことについてどのように捉えているのか、大場副市長の御見解をお聞きします。

◎（大場副市長） 今回の防災計画の見直しに当たって、一般のボランティアと専門的なボランティアの受け入れ体制の整備、コールセンターを活用したボランティア情報の発信、行政と横浜災害ボランティアネットワーク等との役割分担の明確化、これら受け入れ対策、協働体制の整備に着手をいたしました。今後も、横浜災害ボランティアネットワークの方々の重要性を本市全体で十分認識した上で、地域の皆さんと一緒に協働が進められるように努めてまいります。

◆（加納委員） 最後に、市民参加型フルマラソンについて意見を述べさせていただきます。

私もこのマラソン大会の早期開催を願っています。市民参加型フルマラソンでは、参加し、応援し、支援できるというスポーツイベントだと思っております。したがって、既存のマラソン大会との関係や種目についても考慮していただきまして、市民誰もが楽しめる大会にすべきと訴えて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。